



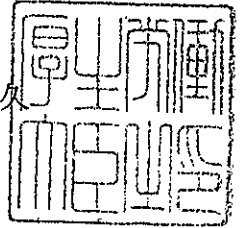
厚生労働省発基0216第1号

令和3年2月16日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付の限度額等の改正

(1) 常時介護に係る介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付について、介護に要する費用

として支出した費用がその額を超えるときに支給する限度額を、月額十七万千六百五十円（現行十六万六千九百五十円）に、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき等に支給する額を、月額七万三千九十円（現行七万二千九百九十円）に改めることとする。

(2) 随時介護に係る介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がその額を超えるときに支給する限度額を、月額八万五千七百八十円（現行八万三千四百八十円）に改めることとする。

二 遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金の定期報告等の一部廃止

(1) 遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金の定期報告について、厚生労働大臣が個人番

号を活用した情報連携によって特定個人情報の提供を受けることができる者については、廃止することとする。

- (2) 遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金並びに介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付の定期報告について、一定の障害の状態にある遺族の定期報告書への医師又は歯科医師の診断書の添付を求めないこととする。

三 労災就学援護費及び労災就労保育援護費の額の改定

- (1) 労災就学援護費のうち、高等学校に在学する者等に支給する額を、月額一万七千円（現行一万八千円）に改めることとする。

- (2) 労災就労保育援護費の支給額を、月額一万三千円（現行一万二千元）に改めることとする。

四 労災療養援護金の支給事業を廃止することとする。

五 働き方改革推進支援助成金の見直し

- (1) 働き方改革推進支援助成金の支給に当たり、中小企業事業主が作成する計画に記載する労働時間等の設定の改善のための措置について、「情報通信技術を活用した勤務（一週間について一日以上在宅

又はその中小企業事業主が指定した事務所であつて、労働者が所属する事業場と異なる事務所で勤務を行うものに限る。)を可能とする措置」を廃止することとする。

(2) 働き方改革推進支援助成金の支給に当たり、中小企業事業主が作成する計画に記載する労働時間等の設定の改善のための措置について、「労働時間等の実態の適正な把握を推進するための措置」を新たに追加することとする。

第二 労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年労働省令第六号）附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付を受けている者であつて常時介護を必要とするものに支給する介護料の額を、介護の程度に応じて月額七万三千九十円、五万四千七百九十円又は三万六千五百円（現行七万二千九百九十円、五万四千七百九十円又は三万六千五百円）と、介護に要する費用として支出された費用がその額を超えるときに支給する限度額を、介護の程度に応じて月額十七万六千五百円、十二万八千七百六十円又は八万五千七百八十円（現行十六万六千九

百五十円、十二万五千二百六十円又は八万三千四百八十円)とすること。

第三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

個別事業の保険料率の増減幅を定める際に用いるメリット収支率（業務災害について支給された労働者災害補償保険法の規定による保険給付及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定による特別支給金（以下「給付等」という。）の額と保険料の額との割合をいう。）の算定に当たり、給付等の額として第六の二の規定により準用する労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第六十四号）附則第二条第一項の規定により支給された同項第二号に掲げる額に加えた額を算入しないこととする。

第四 厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正

特別遺族年金の定期報告について、一定の障害の状態にある遺族の定期報告書への医師又は歯科医師の診断書の添付を求めないこととする。

第五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 施行期日等

- 一 この省令は、令和三年四月一日から施行すること。ただし、第三は、公布の日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、給付等について、この省令の施行の前日に算定された給付基礎日額を基礎として支払われた額に不足が生じる場合に、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第六十四号）附則第二条の規定を準用すること。

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案の概要

1 改正の趣旨

① 介護（補償）等給付及び介護料の額の引上げ

- 業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による負傷等により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「法」という。）の規定に基づき、介護に要した費用を介護（補償）等給付として支給している。
- 介護（補償）等給付の最高限度額及び最低保障額は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号。以下「則」という。）第 18 条の 3 の 4 において規定しているところ、特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給（最高限度額）及び最低賃金の全国加重平均額（最低保障額）を基に毎年度見直しを行うこととしており、今般、所要の改正を行う。
- あわせて、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 92 号。以下「CO法」という。）の規定に基づき経過措置として支給する介護料の最高限度額及び最低保障額についても、同様に見直しを行う。

② 遺族（補償）等年金の定期報告等の一部廃止

- 現在、則第 21 条第 1 項において、労災年金受給者に対して定期報告を求めており、受給者に年 1 回の定期報告の際に、戸籍、住民票や厚生年金等の支給額等がわかる書類を添付させ、生存（転居）情報や厚生年金等の確認を行っていた。
今般、マイナンバーを活用した情報連携により、住民基本台帳における機構保存本人確認情報及び日本年金機構の保有する厚生年金等受給関係情報がオンライン照会により確認可能となったため、マイナンバー情報連携によって必要な情報を取得できる者についての定期報告は廃止することとする。ただし、遺族が 2 名以上の場合の定期報告等については、現に労災年金を受給していない受給資格者の個人番号は未収集（戸籍謄本の提出により確認）のため、マイナンバー連携により死亡、婚姻等の情報収集は不可能であることから、定期報告は廃止しないこととする。
- また、一部の遺族（補償）等年金受給者、厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 39 号。以下「石綿則」という。）における一部の特別遺族年金受給者、介護（補償）等給付の受給者については、定期報告と合わせて診断書を求めている。
これまでの受給者のデータによると、障害の状態に変化があることは稀であることから、国民の事務負担軽減の観点から、今般医師の診断書の添付を求めないこととする。

③ 労災就学等援護費の額の改定

- 労災就学援護費及び労災就労保育援護費の額については、則第 33 条及び

第 34 条において規定しているところ、子どもの学習費調査及び消費者物価指数を基に毎年度見直しをすることとしており、今般所要の改正を行う。

④ 労災療養援護金の支給事業に係る規定の削除

- 則第 37 条に規定している労災療養援護金については、労災保険制度に打ち切り補償が存在した時期（昭和 35 年以前）に打ち切り補償費の支給を受けた被災労働者を対象に、療養に要した費用等を支給するものであるが、直近 3 年間の支給実績が 0 件であることから、労災療養援護金の支給に係る事業を廃止することとし、当該規定を削除する。

⑤ 働き方改革推進支援助成金の改正

- 働き方改革推進支援助成金のうち、テレワークコースについては労災勘定から雇用保険勘定に移ることから、これを踏まえ当該コースに係る規定を削除する。また、当該助成金において、令和 3 年度より「労働時間適正管理推進コース」を追加するため、これに対応する規定を新たに設けることとする。

⑥ 毎月勤労統計に係る追加給付

- 「毎月勤労統計調査」については、統計法に基づき総務大臣から承認を受けた調査計画において 500 人以上規模の事業所について全数調査することとなっているが、神奈川県、愛知県、大阪府の平成 31 年 1 月分から調査対象として指定した 500 人以上規模の事業所について、全数調査は行っているものの、全国調査（注）の集計に含めていない事業所が 79 事業所あったことが判明した。このため、これまで公表していた平成 31 年 1 月分から令和 2 年 8 月分までの集計結果について、79 事業所を含めて訂正がなされた。（令和 2 年 11 月 5 日プレスリリース）

（注）毎月勤労統計調査には、厚生労働省が全国の調査票について集計を行う「全国調査」と、都道府県が各都道府県別の調査票の集計を行う「地方調査」がある。地方調査は、統計としての精度を確保するために、全国調査の集計対象事業所に加え、地方調査のみを集計対象とする事業所を追加して調査していることから、全国調査と地方調査では、集計対象とする事業所の範囲が異なっている。

- これにより、令和元年 8 月から令和 2 年 7 月までの期間及び令和 2 年 8 月から令和 3 年 7 月までの期間に適用される法第 8 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する年金スライド率及び法第 16 条の 6 第 2 項に規定する一時金換算率に影響が出たことを踏まえ、過少給付であった方については、その差額に相当する分等を追加給付として支給することとしている。
- 今般、当該追加給付の支給額の算定方法を規定するとともに、当該追加給付をメリット収支率の算定に反映させないようにするため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号。以下「徴収則」という。）について所要の改正を行う。

（参考）

労災年金給付額の算定に際しては、原則として、個々の被災者の被災時における平均

賃金を基に算定した給付基礎日額に基づき給付することとしている。ただし、補償効果が目減りすることを防ぐため、給付基礎日額に一定のスライド率を乗じており、このスライド率の算定の際に毎月勤労統計調査を利用している。

また、遺族（補償）年金及び障害（補償）年金の差額一時金については、支給済の年金及び前払一時金が遺族（補償）年金受給権消滅時又は障害（補償）年金受給者の死亡時に支給される一時金の額に満たない場合には、その差額を給付することとしている。その算定に際しては、当該差額一時金の水準が過大又は過小となることを防止するため、既に支給された年金額に、当該額を現在価値に換算するための一時金換算率を乗じており、この一時金換算率の算定の際に毎月勤労統計調査を利用している。

2 改正の内容

以下の改正その他所要の改正を行う。

① 介護（補償）等給付及び介護料の額の引上げ

- 法に基づく介護（補償）等給付の最高限度額及び最低保障額について、以下のとおり変更する。（則第 18 条の 3 の 4）

	最高限度額	最低保障額
常時介護を要する者	<u>171,650 円</u> (166,950 円)	<u>73,090 円</u> (72,990 円)
随時介護を要する者	<u>85,780 円</u> (83,480 円)	<u>36,500 円</u> (36,500 円)

() 内は現行額

- CO法に基づく介護料の最高限度額及び最低保障額について、以下のとおり変更する。（労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 8 年労働省令第 6 号）附則第 6 条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第 3 条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和 42 年労働省令第 28 号）第 7 条）

	最高限度額	最低保障額
常時監視及び介助を要する者	<u>171,650 円</u> (166,950 円)	<u>73,090 円</u> (72,990 円)
常時監視を要し、随時介助を要する者	<u>128,760 円</u> (125,260 円)	<u>54,790 円</u> (54,790 円)
常時監視を要するが、通常は介助を要しない者	<u>85,780 円</u> (83,480 円)	<u>36,500 円</u> (36,500 円)

() 内は現行額

② 遺族（補償）等年金の定期報告等の一部廃止

- 則第 21 条第 1 項においてマイナンバー情報連携により特定個人情報の提供を受けることができるときは定期報告の提出を必要としないこととする。
- また、同項第 7 号並びに同条第 2 項第 2 号ハ及び同項第 3 号並びに石綿則第 14 条第 2 項第 3 号を削除する等所要の改正を行う。なお、則第 21 条

第1項第5号及び第6号並びに石綿則第14条第1項第3号については、定期報告が廃止されない者について則第21条の2及び石綿則第15条に規定する自主的な届出を促す観点から、削除はしないこととする。

③ 労災就学等援護費の額の改定

- 則第33条第2項第3号に規定する高等学校等の労災就学援護費の支給額及び則第34条第2項に規定する労災就労保育援護費の額について、以下のとおり変更する。

	支給額
労災就学援護費のうち 高等学校等（通信制を除く）	<u>17,000円</u> （18,000円）
労災就学援護費のうち 高等学校等（通信制）	<u>14,000円</u> （15,000円）
労災就労保育援護費	<u>13,000円</u> （12,000円）

（ ）内は現行額

④ 労災療養援護金の支給事業に係る規定の削除

- 則第37条を削除する。

⑤ 働き方改革推進支援助成金の改正

- 則第39条第1号イについて、テレワークコースに係る規定を削除し、同号イ（2）（ii）において、「労働時間等の実態の適正な把握を推進するための措置」を追加するほか、所要の規定の整備を行う。

⑥ 毎月勤労統計に係る追加給付

- 追加給付の支給に関して、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第64号）附則第2条の規定を準用する。
- 徴収則第18条又は第18条の2の規定による特例について、追加給付の額を労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第12条第3項又は第20条第1項のメリット収支率の算定に、反映させないものとする。

3 根拠条文

（2の①について）

- ・法第19条の2（法第20条の9第2項及び第24条第2項において準用する場合を含む。）及び第49条の4
- ・労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成7年法律第35号）附則第8条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第7条

の規定による改正前のCO法第8条第2項

(2の②について)

- ・法第20条、第20条の10及び第25条
- ・石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第68条
(2の③から⑤までについて)
- ・法第29条第1項及び第2項
(2の⑥について)
- ・徴収法第12条第3項及び第20条第1項

4 施行期日等

公布日：令和3年2月下旬（予定）

施行期日：令和3年4月1日。ただし、2の⑥については公布日。

①介護（補償）等給付・介護料の最高限度額・最低保障額の改定について

＜改正の趣旨＞

- 労働者災害補償保険法に基づく介護（補償）等給付については、業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による負傷等により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者に対して、介護に要した費用を介護（補償）等給付として支給している。給付額には、最高限度額と最低保障額を設け、最高限度額については特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給を参考に、最低保障額については最低賃金の全国加重平均を参考に¹して見直すこととしている。
- 今般、令和2年度特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給及び現行の最低賃金の全国加重平均に基づき、介護（補償）等給付の最高限度額及び最低保障額を見直す。
- また、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の措置を講ずるもの）の規定に基づき経過措置として支給する介護料の最高限度額及び最低保障額についても、同様に見直す。

労働者災害補償保険法に基づく介護（補償）等給付

	最高限度額	最低保障額
常時介護を要する者	<u>171,650円</u> (166,950円)	<u>73,090円</u> (72,990円)
随時介護を要する者	<u>85,780円</u> (83,480円)	<u>36,500円</u> (36,500円)

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料

	最高限度額	最低保障額
常時監視及び介助を要する者	<u>171,650円</u> (166,950円)	<u>73,090円</u> (72,990円)
常時監視を要し、随時介助を要する者	<u>128,760円</u> (125,260円)	<u>54,790円</u> (54,790円)
常時監視を要するが、通常は介助を要しない者	<u>85,780円</u> (83,480円)	<u>36,500円</u> (36,500円)

※（ ）内は現行額

②遺族（補償）等年金の定期報告等の一部廃止について

<改正の趣旨>

○ 現在、労災年金受給者に対して定期報告を求めており、受給者に年1回の定期報告の際に、戸籍、住民票や厚生年金等の支給額等がわかる書類を添付させ、生存（転居）情報や厚生年金等の確認を行っている。

今般、マイナンバーを活用した情報連携により、住民基本台帳における機構保存本人確認情報及び日本年金機構の保有する厚生年金等受給関係情報をオンライン照会により確認可能となったため、遺族が1名の場合等マイナンバー情報連携によって必要な情報を取得できる者についての定期報告は廃止することとする。

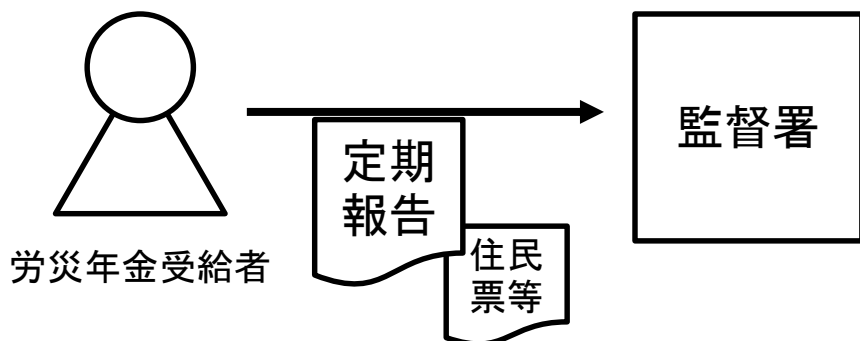
ただし、マイナンバー連携により必要な情報を取得できない者については、定期報告を廃止しないこととする。例えば、遺族が2名以上の場合の定期報告については、現に労災年金を受給していない受給資格者の個人番号は未収集（戸籍謄本の提出により確認）のため、死亡、婚姻等の情報収集は不可能であることから、当該受給者の定期報告は廃止しないこととする。

○ また、一部の遺族（補償）等年金受給者（障害の状態が要件となっている遺族）、介護（補償）等給付の受給者、一部の石綿救済法に基づく特別遺族年金受給者については、定期報告の際に障害の状態の変化を確認するため診断書を添付させている。

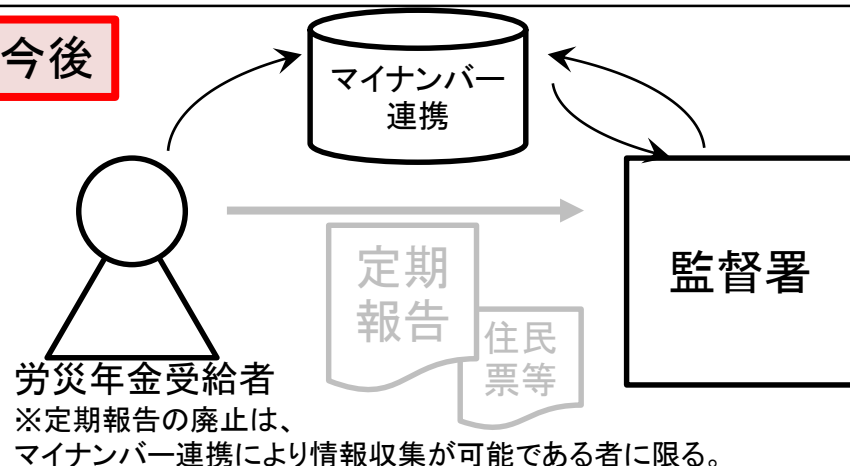
これまでの受給者のデータによると、障害の状態に変化があることは稀であり、国民の手続負担軽減の観点から、今般医師の診断書の添付を求めないこととする。

※ 傷病（補償）等年金及び障害（補償）等年金受給者の定期報告についても既に同様の対応を行っている。

従来



今後



③労災就学援護費の額及び労災就労保育援護費の額の改定について

<改正の趣旨>

○ 労災就学援護費については、業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害により死亡し、重度障害を受け、又は長期療養を要する労働者の子弟の就学状況の実態及び遺族等の要望などを勘案し、学資等の支弁が困難であると認められる者の学資等の一部を支給し、被災労働者及びその遺家族等の援護を図ることを目的とするものである。

また、労災就労保育援護費は、保育に係る費用の一部を援護することにより、保育を必要とする児童を抱える労災年金受給権者又はその家族の就労を促進し、被災労働者及びその遺家族等の援護を図ることを目的とするものである。労災就学援護費の額及び労災就労保育援護費の支給額については、子どもの学習費調査及び消費者物価指数を参考にして見直すこととしている。

○ 今般、子どもの学習費調査(平成28年度及び平成30年度)及び消費者物価指数(令和元年度実績見込み及び令和2年度見通し)に基づき、労災就学援護費及び労災就労保育援護費の支給額を見直す。

労災就学援護費の額及び労災就労保育援護費

	支給額
労災就学援護費のうち 大学等(通信制を除く)	<u>39,000円</u> (39,000円)
労災就学援護費のうち 大学等(通信制)	<u>30,000円</u> (30,000円)
労災就学援護費のうち 高等学校等(通信制を除く)	<u>17,000円</u> (18,000円)
労災就学援護費のうち 高等学校等(通信制)	<u>14,000円</u> (15,000円)
労災就学援護費のうち 中学校等(通信制を除く)	<u>18,000円</u> (18,000円)
労災就学援護費のうち 中学校等(通信制)	<u>15,000円</u> (15,000円)
労災就学援護費のうち 小学校等	<u>14,000円</u> (14,000円)
労災就労保育援護費	<u>13,000円</u> (12,000円)

※()内は現行額

④労災療養援護金の支給事業に係る規定の削除について

<改正の趣旨>

- 労災療養援護金の支給事業とは、労災保険制度に打切補償制度が存在した時期(昭和35年以前)に打切補償費の支給を受けたため、法律上、労災保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の援護を図る制度である。
- 支給内容は療養に要した費用、入院、通院費用、介護費用を支給するものである。
- 新規申請については約16年間実績がないこと、直近3年間の支給実績が0件であること等から、新規の支給申請が見込まれず、労災療養援護金の支給に係る事業を廃止することとし、当該規定を削除する。

⑤働き方改革推進支援助成金の改正について

<改正の趣旨>

- 働き方改革推進支援助成金のうち、テレワークコースに係る規定を削除し、以下の助成金を新設する等の所要の規定の整備を行う。

(労働時間適正管理推進コース) (新規)

令和3年度予算案 1,610,057 (0) 千円

※ () 内は現行額

【助成概要】

労務・労働時間の適正管理を推進し、生産性の向上を図り、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小企業事業主に対して助成

【助成対象】

就業規則等の作成・変更費用、研修費用（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等 労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費

【成果目標】

以下の①の成果目標を実施すること（②は追加目標として設定可能。）。

- ① 新たに勤怠（労働時間）管理と賃金計算等をリンクさせ、自動的に賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理ITシステムを用いた労働時間管理方法を採用するとともに、賃金台帳等の労務管理書類について5年間保存することを就業規則等に規定すること。

また、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日策定）に基づく研修を労働者等に対して実施すること。

- ② 上記①に加え、賃金を3%以上引き上げる労働者を就業規則等に規定すること。

【助成率】

3 / 4 （事業規模30人以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4 / 5）

【上限額】

- ① 成果目標①を実施 50万円
- ② ①に加え、成果目標②の目標を実施した場合に、その度合いに応じて助成金の上限額を15万円～最大150万円を加算【5%以上引き上げの場合は、24万円～最大240万円を加算】
- ③ 助成上限額は、①及び②の合計とし、助成上限額は最大290万円まで

(参考) ⑤働き方改革推進支援助成金について

令和3年度予定額 6,543,767 (7,292,042) 千円

コース名	助成概要	支給要件	助成率	助成上限額	助成対象	賃金加算
労働時間短縮・ 年休促進支援 コース 1,451,086千円 (2,614,338千円)	労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成	助成対象の取組を行い、以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外労働時間数の縮減 ②特別休暇の整備 ③時間単位の年休の整備	費用の 3/4 を助成 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、 4/5 を助成	成果目標の達成状況に基づき、 ①～③の助成上限額を算出 合計は 200万円 ①月80時間超の協定の場合に 月60時間以下に設定：100万円 ※月60時間超80時間以下の設定に留まった場合：50万円 ※月60時間超80時間以下の協定の場合に、 月60時間以下に設定：50万円 ②50万円 ③50万円	労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 ①就業規則の作成・変更 ②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む） ③外部専門家によるコンサルティング ④労務管理用機器等の導入・更新 ⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 ⑥人材確保に向けた取組等	賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に 15万円～最大150万円加算 【5%以上の場合は、 24万円～最大240万円加算 】 なし
勤務間インター バル導入コース 1,878,648千円 (2,143,398千円)	勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成	助成対象の取組を行い、新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること		勤務間インターバル時間数に応じて ・9時間以上11時間未満 : 80万円 ・11時間以上 : 100万円		
労働時間適正管理 推進コース (新規) 1,610,057千円 (0千円)	労務・労働時間の適正管理を推進し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小企業事業主に対して助成	助成対象の取組を行い、新たに勤怠・賃金計算等をリンクさせたITシステムを用いた時間管理方法を採用するとともに、労務管理書類の5年間保存について就業規則等に規定すること。また、労働時間適正把握に係る研修を実施すること。		上限額： 50万円		
団体推進コース 1,603,976千円 (2,534,306千円)	傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成	事業主団体が助成対象の取組を行い、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	定額	上限額： 500万円 複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は 上限額： 1,000万円	①市場調査 ②新ビジネスモデルの開発、実験 ③好事例の周知、普及啓発 ④セミナーの開催 ⑤巡回指導、相談窓口の設置 等	なし

⑥毎月勤労統計に係る追加給付について

<改正の趣旨>

- 「毎月勤労統計調査」については、統計法に基づき総務大臣から承認を受けた調査計画において500人以上規模の事業所について全数調査することとなっているが、神奈川県、愛知県、大阪府の平成31年1月分から調査対象として指定した500人以上規模の事業所について、全数調査は行っているものの、全国調査(注)の集計に含めていない事業所が79事業所あったことが判明した。このため、これまで公表していた平成31年1月分から令和2年8月分までの集計結果について、79事業所を含めて訂正がなされた。(令和2年11月5日プレスリリース。令和2年11月16日労災保険部会にて報告。)

(注)毎月勤労統計調査には、厚生労働省が全国の調査票について集計を行う「全国調査」と、都道府県が各都道府県別の調査票の集計を行う「地方調査」がある。地方調査は、統計としての精度を確保するために、全国調査の集計対象事業所に加え、地方調査のみを集計対象とする事業所を追加して調査していることから、全国調査と地方調査では、集計対象とする事業所の範囲が異なっている。

- これにより、令和元年8月から令和2年7月までの期間及び令和2年8月から令和3年7月までの期間に適用される労災保険法第8条の3第1項第2号に規定する年金スライド率及び同法第16条の6第2項に規定する一時金換算率に影響が出たことを踏まえ、過少給付であった方については、その差額に相当する分等を追加給付として支給することとしており、今般、所要の改正を行う。

※ 当該追加給付の支給額の算定方法を規定するとともに、当該追加給付をメリット収支率の算定に反映させないようにするもの。